

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (同) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 三
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 三
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出(二件) (東部地方振興事務所) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 七
- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分)(二件) 八

## 正 誤

○宮城県公報号外第一三三号(平成三十年三月三十日付け)中

八

## 告 示

○宮城県告示第五百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本田薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四ー十三	平成三十年三月一日
栗原市立花山診療所	栗原市花山字本沢北ノ前七十八番地二	平成三十年三月一日
もとよしクリニック	気仙沼市本吉町津谷長根八十六番地三	平成三十年三月一日
木村歯科医院	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一ー七	平成三十年四月一日
小野寺歯科医院	本吉郡南三陸町歌津字枳沢八十八ー五	平成三十年四月一日
大谷歯科診療所	気仙沼市本吉町三島二十三ー一	平成三十年四月一日

○宮城県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あいがん薬局	柴田郡大河原町字新東九三一九	平成三十年二月二十八日
もとよしクリニック	気仙沼市本吉町津谷長根八十六番三	平成三十年二月二十八日
栗原市立花山診療所	栗原市花山字本沢久保三十六番地九	平成三十年二月二十八日
遠藤産婦人科医院	気仙沼市本郷十二一	平成三十年三月二十四日
斎藤歯科医院	富谷市成田四丁目十九一三	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
松島医療生活協同組合訪問看護ステーションまつしま	宮城県松島町松島字普賢堂一四まつしまの郷	宮城県松島町松島字普賢堂二一	宮城県松島町松島字普賢堂二一	平成三十年二月一日
まほろば歯科クリニック	黒川郡大和町吉岡字東柿木五番地（四十九B五L）	黒川郡大和町吉岡南三丁目四十六番地の五	黒川郡大和町吉岡南三丁目四十六番地の五	平成三十年一月六日

○宮城県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
エルム調剤薬局大河原店	柴田郡大河原町字七十一四	平成三十年二月二十八日

○宮城県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
中畑 淳	らくだからだ治療院	仙台市若林区蒲町三十五一五十五	平成三十年二月十六日

○宮城県告示第五百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇五七三	気仙沼地域福祉事業所すろいらいふ 気仙沼市台二百四十 九番地三	生活介護	特定非営利活動法人ワーカ ーズコープ	平成三十年 五月一日

○宮城県告示第五百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一三二〇〇二六三二	事業所の名称及び所在地 ニチイケアセンター 大河原 柴田郡大河原町字新 青川十一―十二	廃止する指定障害福祉サービスの種類 同行援護	設置者名 株式会社ニチイ学館	廃止年月日 平成三十年 三月三十一日
----------------------	---	---------------------------	-------------------	--------------------------

○宮城県告示第五百十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年五月十一日から施行する。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表に次の一項を加える。

気仙沼市、南三陸町、石巻市及び女川町区域（宮城県漁業協同組合の営業支所、気仙沼地区支所、大谷本吉支所、寄磯前網支所及び女川町支所の地区）	1. 総トン数20トン未満の漁船により大日流し網を使用してかじき等をとることを目的とする漁業
--	--

○宮城県告示第五百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 一頭

四 発生場所又は区域

角田市

五 発生日月日

平成三十年四月二十六日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四百五号小池石生線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県柴田郡村田町大字村田字小池、字末広町、字七小路、字二月田及び字広畑地内

2 使用の部分

宮城県柴田郡村田町大字村田字平群、字七小路、字二月田及び字広畑地内

○宮城県告示第五百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北上川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

一 就任した者

二 退任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年四月一日	高橋 利一郎	石卷市相野谷字柿木前百八番地	理事
平成三十年四月一日	大内 健一	石卷市北上町女川字坂下百十二番地	理事
平成三十年四月一日	神山 惣一郎	石卷市小船越字後七十二番地一	理事
平成三十年四月一日	武山 勝	石卷市中島字大島山畑七十番地	理事
平成三十年四月一日	武山 太	石卷市北上町長尾字稲荷前五番地一	理事
平成三十年四月一日	佐藤 幸一	石卷市中野字新相野田入二百二番地	理事
平成三十年四月一日	千葉 昭悦	石卷市北上町十三浜字月浜百八番地十一	理事
平成三十年四月一日	武山 裕記	石卷市小船越字山畑八十六番地六	理事
平成三十年四月一日	武山 雄一	石卷市二子三丁目九番地八	理事
平成三十年四月一日	佐藤 榮一	石卷市針岡字峰ヶ沢四十一番地	理事
平成三十年四月一日	今野 勝夫	石卷市針岡字狼三番地一	監事
平成三十年四月一日	門馬 壽一	石卷市北上町橋浦字大須三十三番地	監事
平成三十年四月一日	神山 伊三男	石卷市皿貝字馬場四十七番地	監事

  

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年三月三十一日	高橋 利一郎	石卷市相野谷字柿木前百八番地	理事
平成三十年三月三十一日	大内 健一	石卷市北上町女川字坂下百十二番地	理事
平成三十年三月三十一日	神山 惣一郎	石卷市小船越字後七十二番地一	理事
平成三十年三月三十一日	武山 勝	石卷市中島字大島山畑七十番地	理事

平成三十年三月三十一日	佐藤 幸一	石卷市中野字新相野田入二百二番地	理事
平成三十年三月三十一日	千葉 昭悦	石卷市北上町十三浜字月浜百八番地十一	理事
平成三十年三月三十一日	武山 裕記	石卷市小船越字山畑八十六番地六	理事
平成三十年三月三十一日	武山 雄一	石卷市二子三丁目九番地八	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤 榮一	石卷市針岡字峰ヶ沢四十一番地	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤 新一	石卷市北上町長尾字下沢十七番地	理事
平成三十年三月三十一日	今野 勝夫	石卷市針岡字狼三番地一	監事
平成三十年三月三十一日	生出 勝昭	石卷市皿貝字郷田三番地	監事
平成三十年三月三十一日	武田 敏雄	石卷市北上町橋浦字上大須百二十六番地	監事

○宮城県告示第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十一日

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年四月十七日	阿部 公	登米市豊里町二ツ屋二百三十七番地二	理事
平成三十年四月十七日	渡辺 重利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
平成三十年四月十七日	今野 守	登米市豊里町新田町百四番地二	理事
平成三十年四月十七日	佐々木 武雄	登米市豊里町新田町六十一番地	理事
平成三十年四月十七日	佐々木 千里	登米市豊里町寿崎七十六番地	理事

宮城県東部地方振興事務所  
所長 小林 徳 光

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 総合福祉システム構築・保守等業務 一式

二 退任した者

平成三十年四月十七日	加藤 政昭	登米市豊里町新田町八十五番地一	理事
平成三十年四月十七日	佐藤 寛	登米市豊里町大曲四十番地	理事
平成三十年四月八日	佐々木 礼藏	登米市豊里町大沢谷岐五十番地	監事
平成三十年四月八日	佐藤 哲義	登米市豊里町新田町百九十二番地	監事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年四月十六日	阿部 公	登米市豊里町二ツ屋二百三十七番地	理事
平成三十年四月十六日	渡辺 重利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
平成三十年四月十六日	今野 守	登米市豊里町新田町百四番地二	理事
平成三十年四月十六日	佐々木 千里	登米市豊里町寿崎七十六番地	理事
平成三十年四月十六日	加藤 政昭	登米市豊里町新田町八十五番地一	理事
平成三十年四月十六日	佐藤 寛	登米市豊里町大曲四十番地	理事
平成三十年四月十六日	山形 孝男	登米市豊里町新田町百六十六番地	理事
平成三十年四月七日	佐々木 礼藏	登米市豊里町大沢谷岐五十番地	監事
平成三十年四月七日	佐藤 哲義	登米市豊里町新田町百九十二番地	監事

2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。

3 履行期間 契約締結の日から平成四十一年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 ほか

5 予定価格 四三五、三三一、六九二円（内消費税及び地方消費税三二、二四六、七九二円）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 I S M S適合性評価制度(情報セキュリティマネジメントの認証)、及びプライバシーマーク制度いずれも取得していること。

9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者を雇用し、かつ、その者を本業務に配置させること。

10 平成三十年三月三十一日現在、過去五年以内に都道府県、政令指定都市又は中核市に総合福祉システムを導入した実績を有すること。

11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。  
(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成三十年五月十七日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書等の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び提案依

頼書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課基幹システム構築班(電話〇二二二二二二二四七三)

2 入札説明書等の交付期間

平成三十年五月十一日(金)から平成三十年六月一日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年第百七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札を希望する場合は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、必要書類を作成し、平成三十年六月一日(金)まで1あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

平成三十年六月二十日(水)午後三時までに1あて提出すること。なお、参考見積(様式4)については5の入札書の提出期限までに提出すること。

5 入札書の提出期限

平成三十年六月二十五日(月)午後五時までに1あて提出することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年六月二十六日(火)午前十時三十分  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報政策課

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者  
2 期限までに申請書を提出しない者  
五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一条)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽

の申請を行った者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Construction and maintenance of an integrated welfare system (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 31, 2029

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : Tuesday, June 26, 2018, 10 : 30 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : Monday, June 25, 2018, 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Core Systems Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel : 022-211-2473

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年四月十一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市魚町三丁目十一番地二

五 落札金額 一千四百七十万五千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年三月二十日

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、平成二十九年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成三十年五月十一日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

平成29年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非 開 示	存 否 不 明	文 書 不 在	取 下 げ 処 理 中
10	2	6	0	0	2	0

（注）「存否不透明」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不透明」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処 理 状 況	取 下 げ 審 理 中 そ の 他				
		決 定	却 却	認 容	一部認容	取下げ
前年度からの繰越件数						
当該年度中の新規請求件数						

0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

(注)「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十九年宮選管告示第六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十年五月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党桃生支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 572,133」を「1 収入総額 622,133」に改める。

「本年収入額 280,601」を「本年収入額 330,601」に改める。

3 本年の収入の内訳中

「個人の党費・会費 50,000」を「(27人) 63,600」の次の行に、

「寄附 50,000」を加える。

「政治団体分 50,000」を加える。

4 支出の内訳の次に次の一項を加える。

「5 寄附の内訳

「政治団体分」

年間五万円以下のもの 50,000」

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十年五月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県医師連盟の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 58,703,031」を「1 収入総額 58,663,031」に改める。

「本年収入額 31,869,467」を「本年収入額 31,829,467」に改める。

3 本年の収入の内訳中

「寄附 5,278,500」を「寄附 5,238,500」に改める。

「個人分 20,000」を「政治団体分 5,238,500」に改める。

政治団体分 5,238,500」

5 寄附の内訳中

「個人分」

年間五万円以下のもの 20,000

「政治団体分」を「政治団体分」

日本医師連盟 5,238,500 東京都文京区 日本医師連盟 5,238,500 東京都文京区」

年間五万円以下のもの 20,000」に改める。

### 正 誤

○宮城県公報号外第一三三号（平成三十年三月三十日付け）中

ページ 段 正 誤

一六 下 行 適用 通用